

Q. 土地、住宅の流通を促す方策は

A. 物件情報の周知にも取り組む

Q. 見守り支援事業の現況と今後の計画は

A. 必要性和支援体制のバランスを保つ整備を

Q. 災害時の避難支援と防災資機材の分散化を

A. 要支援者情報の提供は同意を得た範囲内とし、資機材保管は引き続き現状で



西内 陽美議員

定住促進への取り組みは

質問 土地、中古住宅、賃貸住宅流通を促すために、情報をまとめ広く公開してはどうか。さらに、定住相談窓口の設置について伺う。

町長 町では人口減少の抑制と地域経済の活性化を図るため、共同賃貸住宅建設助成の面積要件を緩和。また、町内での住宅取得者へ奨励金を交付する定住促進事業に取り組む。物件情報を周知する方法として、町のホームページに定住促進サイトを設け、土地、中古住宅、賃貸住宅について所有者から掲載希望を募り、物件情報や連絡先等を掲載する。なお、町は宅地建物取引

業の免許がなく物件の仲介行為を行えないため、物件への問合せは所有者に直接連絡していただく仕組みにする。また、本町で取り組んでいる中学生までの医療費無料化、健康づくりや検診事業の助成、子ども子育て支援、企業振興促進条例などの施策も併せてお知らせできるよう工夫し定住促進の効果を高めていく。定住相談の窓口は、役場力ウンターに「定住促進窓口」と表示し、わかりやすい窓口にしたいと考えている。

見守り支援事業の実施状況は

質問 要支援者支援システムによる台帳整備の進捗状況とモデル地区において進めている見守り支援事業推進委員の配置状況と課題を問う。

町長 現在、地域力を活用した高齢者等の見守り体制を構築するため、2つのモデル地区で見守りが必要な高齢者世帯等に訪問活動を行い、さまざまな検討を行っている。調査の結果、みどり区は、対象世帯115世帯、訪問調査

61世帯、見守り推進員設置2世帯。花月区は、対象世帯90世帯、訪問世帯37世帯、見守り推進員設置5世帯である。問題点は、見守りが必要とする世帯周辺には、同様な高齢者世帯が多く、見守り推進員となる人がいないこと、他人とは関わりたくない、周囲に迷惑をかけたくないとして辞退する人が多いこと、見守りが必要と認めない方が多いことなどである。

今後は、見守りが必要とする世帯と見守り推進員とのバランスを保つための組織的体制の整備や、見守り制度の趣旨、内容等の周知が必要と考え、27年度からの全町展開に向け関係団体と検討協議を実施し、住民の皆様にご協力いただける見守り制度を構築していく。

要支援者登録制度と防災資機材の分散化について

質問 この制度は、支援に関する個人情報や町内会の一部役員と支援者のみへの提供となるため負担感が大きい。町内会の班くらいで情報を共有し地域ぐるみでの避難を勧め

ては。また、地域防災力強化策として、旧宮前区、吉野方面に防災資機材を分散する考えは。

町長 災害時避難行動要支援者名簿の支援対象者は2月末で685人。登録申請者は335人、支援者は218人。要支援者の情報は本人の同意を得た範囲の中で提供で、支援者には個人情報扱いに係る誓約書を提出してもらう。

なお、災害が発生またはおそれがある時は、同意の有無に関わらず名簿情報を支援関係者その他の者にも提供する。情報提供先の拡大は、町が主導し進めるよりも、地域での防災意識の高まりとともに情報共有の必要性について理解が深まっていく中で進められることが望ましいと考えている。

防災資機材の分散化については、機材は防災センター、食料品や毛布等の備蓄物資はゆめりあに保管している。両施設とも耐震性があること、また、水書では資機材を運搬する時間があることを考えると、分散せずに保管することが管理上良いと考える。